

# ○筑北村空き家活用事業補助金交付要綱

平成24年3月28日

告示第30号

改正 平成29年4月26日 告示第51号

## (目的)

第1条 この要綱は、村内の空き家の有効活用と人口増加に資するため、空き家活用事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、筑北村補助金等交付規則（平成17年筑北村規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内で個人が所有し、居住の用に供することができる家屋若しくは当該家屋の敷地又は建築されていた家屋が除去された後の土地のうち、所有者の居住の用に供する見込みのないものをいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有者で、売却又は賃借を行うことのできる権利を有する者をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助の対象者は、筑北村空き家情報登録制度実施要綱（平成24年筑北村告示第29号）第2条に規定する空き家バンクに登録があり、かつ、空き家を同要綱第8条に規定する利用登録者に賃貸又は売却するために、当該空き家の家財の整理及びハウスクリーニングを業者に委託する所有者とする。

## (補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、申請前の事業費は除くものとする。

- (1) 賃貸又は売却する空き家の家財を業者に委託して整理することに要する費用
- (2) 賃貸又は売却する空き家のハウスクリーニングを業者に委託して実施する費用。ただし、トイレ、浴室、洗面所及び台所の水回り箇所のクリーニングが必要な場合においては、当該箇所を含むクリーニングを実施した場合に限り補助対象とする。

## (交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家活用事業補助金申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出するものとする。

る。

- (1) 空き家の位置図
  - (2) 家財の整理及びハウスクリーニングに係る業者委託の見積書
  - (3) 事業実施前の写真
  - (4) 空き家に係る賃貸又は売買契約書の写し
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 村長は前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに交付の可否を決定をし、空き家活用事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業が完了した日から30日以内又は交付決定の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、空き家活用事業完了報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して、村長に提出するものとする。

- (1) 家財の整理及びハウスクリーニングに係る業者委託費用の領収書の写し
- (2) 事業実施後の写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第7条 村長は、前条に規定する実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、筑北村空き家活用事業補助金確定通知書（様式第4号）（以下「確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 交付決定者は、前条に規定する確定通知書を受け取ったときは、空き家活用事業補助金請求書（様式第5号）を村長に提出するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月26日 告示第51号）

この要綱は、公布の日から施行し平成29年4月1日から適用する。